

地域でみんなが支え合う活動を進めます

地区社会福祉協議会(地区社協)の支援

「誰もが安心して暮らすことができるまちづくり」を目指して、市内8地区で自治会、民生・児童委員、ボランティアなど様々な団体、個人が集まり「地区社協」が組織されています。地区社協では、住民同士の交流の場・つながりづくりや、地域の課題(困りごと)を話し合い、解決につなげる方法を考え、住民が主体的に活動できる支え合いの仕組みづくりを展開しています。

生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活が送れるよう、住民主体の助け合い・支え合い活動を地域に広げるため、生活支援コーディネーターを配置し、住民の困りごとの把握、ボランティアの育成・発掘、関係機関のネットワークづくりなどを行います。

ふれあい・いきいきサロン

住民同士が集い、顔を合わせる機会をつくることで、地域でいきいきとした楽しい生活を送ることができ、仲間づくり・健康づくり・見守りにもつながります。

いきいき百歳体操

5人以上のグループで、地域住民が主体となって、集会所などで週1回以上行う筋力アップの体操です。椅子に座って、DVDを見ながらゆっくりと行うため、誰でも参加できます。地域に体操の場ができることで、お互いに支え合う地域づくりを目指します。



誰もが地域で安心して暮らせるよう支援します

成年後見支援センター

成年後見支援センターでは、成年後見制度の利用に関する相談、後見人支援や関係機関とのネットワークづくりを行います。成年後見制度には、認知症や知的障害・精神障害などによって判断能力が低下した人の財産や権利を守る「法定後見制度」と判断能力が低下する前に準備をしておく「任意後見制度」の2種類があります。

弁護士相談会(無料) 毎月1回実施(要予約)



日常生活自立支援事業



認知症高齢者や、生活に不安のある知的障害あるいは精神障害などをお持ちの方が、介護などのサービスに関することやふだんのお金の使い方などについて、安心して生活ができるようお手伝いします。

主な内容

- ◆ 福祉サービスの利用に関する相談のお手伝い
 - ◆ ふだんの生活に必要な金銭管理のお手伝い
 - ◆ 郵便物の確認や必要な手続きのお手伝い
 - ◆ 大切な通帳や印鑑その他の書類の預かり
- ※利用に際しては料金が必要となります。

生活福祉資金貸付事業

生活に困窮している低所得者、障害者、高齢者世帯の方に対し、必要な資金の貸付と相談支援を行うことにより、経済的な自立を目指すと共に、生活意欲を高め、安定した暮らしを支援します。

ボランティア活動を通して思いやりの輪を広げます

ボランティアセンター事業

ボランティアビューロー

ボランティアを始めたい、ボランティアに来てほしいなど、ボランティアに関する相談窓口です。
ボランティア登録やボランティア活動保険の受付も行っています。



場 所 アスモ地下1階
開所日時 月・水・金・土曜日 10時～16時

ボランティア講座

子どもから大人まで、市民がボランティア活動に参加できるきっかけづくりとして、様々な講座を実施しています。



災害ボランティアセンター

災害発生時に、被災地を支援するため全国から駆け付ける多くのボランティアがスムーズに活動できるよう調整し、「被災者」と「ボランティア」をつなぐ役割を担うために設置します。

ふくしの出前講座

市民の皆さんに、地域福祉やボランティア、社協が取り組んでいる事業などの福祉に関する講座や手話講座を、職員が地域や学校などに出向いて行います。市内在住、在勤、在学の概ね10名以上のグループ、団体が対象です。

障害のある人も、子どももみんな笑顔のまちに…

手話のこと

ろう者の支援や手話を普及するため、様々な取り組みを行っています。



手話での意思疎通が必要な方に病院などへ手話通訳者を派遣します。

手話を普及し、地域でろう者をサポートする人を増やすため、入門・基礎講座を実施しています。

手話で交流を深めるろう者の福祉サロンを開催しています。

手話通訳者を目指すスキルアップ講座を実施しています。

発達支援センター「めばえ」

1歳半から小学校就学前までの発達に課題のあるお子さんを対象に療育を行っています。療育の様子等をインスタグラムで紹介しています。保護者の相談にも対応しています。



Instagram QRコード



障害者・ひとり親家族の支援

下記のような取り組みも行っています

- ◆ すぐすぐキッズひろば
- ◆ 障害者ふれあい教室
- ◆ 母子父子家庭の集い
- ◆ 交通遺児奨学資金事業 など



社会福祉協議会って?

社会福祉協議会(略して「社協」)は、地域福祉を進める担い手として、社会福祉法に基づき、全国の市区町村、都道府県・指定都市に設置されている営利を目的としない民間組織です。地域住民や自治会、民生・児童委員、ボランティア、社会福祉施設等の社会福祉関係者等によって構成され、住民主体の理念に基づいて、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指して活動しています。

評議員会 (議決機関)

評議員28～35名

監事
2名

理事会 (執行機関)

理事 6～8名
うち会長1名
副会長1名
常務理事1名

事務局

福祉課
福祉推進係
障害福祉係
老人福祉センター
成年後見支援センター

総務課
総務係
施設事業係
財務係
発達支援センター「めばえ」
成年後見支援センター